海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令 和 ７ 年 ９ 月 30 日
国土交通省総合政策局
海　事　局

国土交通省では、令和７年８月９日から令和７年９月８日まで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集を行ったところ、４件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．実施方法

①募集期間：令和７年８月９日（土）～令和７年９月８日（月）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、ＦＡＸ及び郵送

２．ご意見総数

意見数：４件

３．お問い合わせ先

国土交通省海事局海洋・環境政策課　意見募集担当
電話番号　０３－５２５３－８１１８

ご意見の概要並びに国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省及び環境省の考え方
海洋汚染防止の原則を、自衛隊だからと除外するなど反対です。危険物を搭載する自衛隊艦は、むしろより厳格な規制が必要なはず。戦争ビジネスへの整備をしようとしているなら、直ちに止めなさい。	自衛隊法が改正され、「装備移転船舶」については、自衛隊の使用する船舶と同様に各種法令の適用を除外されることとなったため、海洋汚染等防止法の省令の改正により同様の扱いをすることとなったものです。 自衛隊の使用する船舶については、防衛省において海洋汚染防止に係るものを含む技術基準等が定められており、今般の自衛隊法改正に伴い、装備移転船舶についても同様に定められることとなっております。
装備移転、武器の輸出反対	
自衛隊の船製造を民間に委託させるような法律を制定することに断固反対する。自衛隊が使用する船は防衛省が引き続き管理するべきである。	自衛隊法が改正され、「装備移転船舶」については、自衛隊の使用する船舶と同様に各種法令の適用を除外されることとなったため、海洋汚染等防止法の省令の改正により同様の扱いをすることとなったものであり、自衛隊の使用する船舶の製造等を民間に委託することを規定するものではありません。
今回の省令案に対しては反対です。 内容を読んでみましたが早い話が「自衛隊の船を民間に委託する」というもので民間人に余計に金銭的な負担をかけますし何より第二次大戦の時と同様に戦争に加担させかねないもので看過できません。	